

令和三年度第七回（十月）

諫早市農業委員会総会

議事録

# 令和3年度諫早市農業委員会 第7回総会議事録

1 開催日時 令和3年10月28日(木) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (16人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 2番 久保 繁 3番 中尾貞治 5番 立森和富

6番 前田貞松 7番 中川一範 8番 松尾正晴

9番 長谷川 博 10番 山口勇満 12番 松本秀徳

14番 山口廣三 15番 澤久進 16番 周防克己

17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員 (4人) 1番 池田つや子 4番 久本純造 11番 中島康範  
13番 陣野昭則

5 付議事件

第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第7号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

第8号 農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農業用施設届出書受理の件

第5号 非農地通知届出書受理の件

第6号 農地法第4条の規定による許可処分取消願審議の件

7 そ の 他

## 8 事務局

局長 宇野和利            次長 増山義洋            主任 半田智也  
事務職員 中山幸一        事務職員 山内 裕

## 9 議 事

(開会)

議 長        これより、「令和3年度 諫早市農業委員会 第7回総会」を開会いたします。  
              総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局        総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、16名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、2番・池田つや子委員、4番・久本委員、11番・中島委員、13番・陣野委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長        それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

              私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

              (「異議なし」と言う者あり)

議 長        異議なしということですので、議事録署名人に8番・松尾正晴委員、16番・周防克己委員のご両人をお願いいたします。

              それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

              また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号)        それでは、議案第1号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局        議案第1号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取の件」について説明します。

令和3年4月、農業経営基盤強化促進法施行令第1条の規定に基づき、長崎県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が策定されたことに伴い、諫早市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について、変更が行われるものです。この基本構想を定めようとするときは、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、農業委員会等の意見を聴かなければならないとされています。今回、市において、別紙2のとおり基本的な構想(案)が作成されましたので、農業委員会の意見を求められたものです。変更の主な内容は別紙1に記載のとおりです。以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長        議案第1号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

              (「なし」と言う者あり)

議 長        ご質問がないようですので、議案第1号については、「特に意見なし」とすることにご異議ありませんか。

              (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号については、「特に意見なし」とすることに決定いたします。

(議案第2号) それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」について説明します。

1番、小栗地区、小ヶ倉町の農地1筆、8,385㎡について、新規に就農するため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は8,385㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。軽トラックや管理機等の機械は所有されており、トラクターは当面の間リースで確保されます。また農業に2年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約20分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。2番、長田地区、小豆崎町の農地2筆、3,979㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は22,605㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや耕うん機等の機械は所有されております。また、農業に2年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。3番と4番は申請人が同一の案件です。

3番、長田地区、高天町の農地2筆、2,526㎡について、農業経営規模拡大を行うため賃貸借6年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は6,195㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に47年間従事され、借人宅から申請地までは徒歩で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。4番、長田地区、高天町の農地1筆、198㎡について、耕作に便利なため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は6,195㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に47年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約2分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。5番と6番は借人が同一の案件です。

5番、長田地区、猿崎町の農地3筆、1,864㎡について、法人として就農するため、賃貸借10年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は5,137㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや軽トラック等の機械も所有されております。また農作業をする役員の数も経験も十分あると思われ、会社から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。6番、高来地区、高来町船津の農地5筆、3,273㎡について、法人として就農するため、賃貸借10年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は

5, 137㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや軽トラック等の機械も所有されています。また農作業をする役員の人数も経験も十分あると思われ、会社から申請地までは車で約10分です。機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われ

ます。

7番と8番は譲受人が同一の案件です。

7番、森山地区、森山町慶師野の農地1筆、84㎡について、耕作に便利のため贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は11,485.44㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に35年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分です。機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われ

ます。

8番、森山地区、森山町本村の農地2筆、1,077㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は11,485.44㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に35年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分です。機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われ

ます。以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、ブロッコリーを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番から5番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、キャッサバ、レモングラス、ウコンを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見

でした。

3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、白菜、キャベツを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、水稻、サツマイモを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 2番から5番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番から5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番から5番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、6番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、水稻、サツマイモを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 6番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、7番と8番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農

地において年間を通し、白菜、大根、インゲンを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 7番と8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第3号) 事務局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番については、次の議案第4号の11番と関連があります。

1番、飯盛地区、飯盛町開の田2筆、計1, 207㎡を共同住宅用地2棟、18部屋分とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、諫早市役所飯盛支所からおおむね300m以内にある農地となりますので第3種農地に該当しております。本件は、2棟18部屋分の共同住宅と入居者用の駐車場として利用する計画となっております。申請地については、盛土を最高0.6m、切土を最高0.4m施し、新たに擁壁を設けるほか、法面保護を施すことにより土砂流出等の被害がないようにします。雨水排水については水路へ放流し、汚水等については合併浄化槽を設置して水路へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しております。なお、本件は1,000㎡を超える開発行為であるため、市環境保全条例に基づく事前協議の対象となっており、事前協議完了届の提出がっております。議案第3号については、以上となっております。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、1番は許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といた  
（議案第4号） します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、福田町の田1筆1, 675㎡について、特定建築条件付土地8区画とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本申請ですが、申請地内に木造2階建ての住宅を8棟建築する計画となっており、被害防除計画については、盛土を最高2.9m、切土を最高1m施し、申請地周辺に擁壁を設置することにより土砂等の流出の被害発生がないようにします。雨水は道路側溝へ放流し、汚水等については合併浄化槽を設置して道路側溝へ放流する計画となっております。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

2番、小栗地区、平山町の田及び畑の9筆、計4,499.85㎡に、併用地として宅地3筆、里道及び水路の一部を合わせた合計4,904.16㎡を、分譲宅地用地13区画分とする転用申請です。契約は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本申請は13区画分の分譲宅地を造成するもので、農地法上、転用目的が造成のみの宅地分譲は原則許可できませんが、申請者が一般社団法人であるため、例外的に申請が可能となります。被害防除計画についてですが、盛土を最高3.5m、切土を最高0.3m施し、申請地との境にはコンクリート擁壁を設置します。日照・通風については隣接の農地との間に6m程緩衝地を設けるため、影響はないものと思われます。雨水は道路側溝に放流し、汚水等は下水道に接続する計画です。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第29条第1項による開発許可申請中です。

3番、小野地区、黒崎町の畑1筆455㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、諫早市役所小野出張所からおおむね300m以内にあるため第3種農地に該当しております。本件は木造平屋建ての住宅を建築するもので、造成はなく、土地は現状のまま利用し、一部に擁壁を設置します。雨水については道路側溝へ、汚水等については集落排水へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

4番については、本日10月28日付けで取下げとなっております。

5番、真津山地区、破籠井町の畑1筆390㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定20年で、親族間による貸借となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準につい



ては、第2種農地に該当しております。本件は木造2階建ての住宅を建築するもので、造成計画については、切土を最高2.8m施し、法面保護を施すことにより土砂流出等の被害がないようにいたしております。雨水については側溝へ、汚水等については合併浄化槽へ通じて側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

6番、真津山地区、貝津町の田2筆、計1,304㎡について、駐車場用地28台分とする追認の転用申請です。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者ですが、市内で自動車部品修理・販売業を営んでおり、平成8年頃から事業用車両、修理預かり用及び来客用駐車場として使用しているものです。土地は現状のまま利用し、雨水排水については自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。本件にかかる追加の資金はなく、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。

7番、真津山地区、貝津町の田1筆 1,551㎡について、資材置場用地とする追認の転用申請です。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者ですが、市内で電気工事業を営んでおります。本件は平成7年頃に資材置場として整備し、平成19年から通信ケーブルや金具等の資材置場として使用しているものです。土地は現状のまま利用し、雨水排水については水路へ放流し、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。本件にかかる追加の資金はなく、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。

8番、本野地区、富川町の畑6筆、計197.01㎡に、併用地2筆と里道及び水路の一部を合わせた合計319.11㎡について、墓地用地1区画とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本件ですが、本明川ダム建設事業に伴う洞仙地区墓地の代替地として転用するものでございます。申請地については、切土を最高4.5m施し、新たに擁壁を設置することにより土砂流出がないようにします。雨水排水については新設する側溝へ放流し、隣接する農地はなく、資金については通帳の写しで確認しています。また、墓地の経営許可については、令和3年10月20日付けで許可となっております。

9番、長田地区、御手水町の畑1筆、229㎡について、進入路及び貸駐車場用地とする転用申請です。契約内容は売買となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第1種農地に該当しますが、転用事業に欠くことのできない通路及び集落に接続する施設であるため不許可の例外に該当します。申請者ですが、市内でNPO法人を運営しており、障害のある方の支援活動やその他の福祉活動をしております。活動の一つとして農業を行っておりますが、隣接する農舎への進入路として整備します。また、農舎で作業する際の駐

車場として整備するものです。申請地ですが、通路整備のため切土を最高2m施し、土留め工事を施すことにより土砂流出等の被害がないようにします。雨水については道路側溝へ放流し、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

10番、多良見地区、多良見町野川内の畑1筆、40㎡の農地について、通路用地とする追認の転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本件は平成4年頃に市道への通路として整備し、現在まで利用しております。申請地についてですが、造成はなく現状のまま利用し、雨水排水については自然流下とし、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。

11番は、議案第3号の1番と関連があります。

11番、飯盛地区、飯盛町開の田1筆、766㎡を共同住宅用地2棟、18部分とする転用申請です。区域区分と立地基準については、議案第3号の1番で説明したとおりで、区域区分はその他の区域、農振白地、立地基準は第3種農地に該当しております。雨水排水については水路へ放流し、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しております。なお、本件は1,000㎡を超える開発行為であるため、市環境保全条例に基づく事前協議の対象となっており、事前協議完了届の提出がっております。

12番、飯盛地区、飯盛町古場の田及び畑2筆、計547㎡について、駐車場用地とする転用申請で、10トンダンプ3台分の駐車場とするものです。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。譲受人ですが、市内で土木建設業を営んでおります。申請地については、盛土を最高0.5m施し、土留め工事を行い、緩衝地を設けることにより土砂流出等の被害がないようにします。雨水については自然流下とし、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

13番、高来地区、高来町金崎の畑1筆、140㎡について、倉庫用地とするとする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振地域外です。農地の立地基準は第2種農地に該当しております。譲受人ですが、市内で大工をしており、木材や建設資材を収納するための倉庫を建築します。また、作業スペースや駐車場も整備します。申請地については、造成はなく土地を現状のまま利用し、雨水については道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。議案第4号については以上となっております。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土

土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。次に、2番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 長 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。次に、3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 長 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。次に、5番から7番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 長 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

6番と7番は、隣接しておりますので一括して説明します。

6番と7番を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 5番から7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番から7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)  
 議 長 ご異議がないようですので、5番から7番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、8番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 8番について、何かご質問はありませんか。  
 議 長 (「なし」と言う者あり)  
 議 長 ご質問がないようですので、8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 議 長 (「異議なし」と言う者あり)  
 議 長 ご異議がないようですので、8番は申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、9番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 9番について、何かご質問はありませんか。  
 議 長 (「なし」と言う者あり)  
 議 長 ご質問がないようですので、9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 議 長 (「異議なし」と言う者あり)  
 議 長 ご異議がないようですので、9番は申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、10番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 10番、多良見担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 10番について、何かご質問はありませんか。  
 議 長 (「なし」と言う者あり)  
 議 長 ご質問がないようですので、10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 議 長 (「異議なし」と言う者あり)  
 議 長 ご異議がないようですので、10番は申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、11番と12番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 11番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。  
 委 員 12番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

- 議 長 11番と12番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、11番と12番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、11番と12番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、13番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 13番、高来担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 13番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、13番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、13番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題(議案第5号)
- 事 務 局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。
- 1番、小野地区、川内町の農地2筆、8,117㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。
- 2番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、996㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、菊、キクイモの生産を主体に経営されています。
- 3番、小長井地区、小長井町大峰の農地1筆、694㎡を、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、キャベツ、サツマイモの生産を主体に経営されています。
- 4番、有喜地区、早見町の農地1筆、905㎡を、農業経営規模拡大を行うため購入する申出です。申出人は、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。
- 5番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、445㎡を、農業経営規模拡大を行うため購入する申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。
- 6番、飯盛地区、飯盛町中山の農地3筆、4,355㎡を、農業経営規模拡大を行うため購入する申出です。申出人は、人参、生姜の生産を主体に経営されています。
- 7番と8番は借受人が同一の案件です。
- 7番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、428㎡、

8番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、1,292㎡、計1,720㎡を、農業経営規模拡大を行うため購入する申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、カブの生産を主体に経営されています。

以上、1番から8番の申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。1番から8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から8番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から8番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第5,6号) 続きまして、関連がありますので、議案第5号の9番から53番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号の9番、小野地区、川内町の農地2筆、4,508㎡を、議案第6号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、アスパラの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

同じく議案第5号の9番、小野地区、小野島町の農地2筆、5,311㎡を、議案第6号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の10番、森山地区、森山町上井牟田の農地3筆、3,711㎡、  
議案第5号の11番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、596㎡、  
議案第5号の12番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,521㎡、  
議案第5号の13-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地4筆、3,510㎡、  
議案第5号の14番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、2,406㎡、  
議案第5号の15-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆942.11㎡、  
議案第5号の16番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、2,403㎡、  
議案第5号の17番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、4,755㎡、  
議案第5号の18-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,492㎡、  
議案第5号の19-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、4,699㎡、  
議案第5号の20-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、2,613㎡、  
議案第5号の21番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,360㎡、  
議案第5号の22-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、2,047㎡、  
議案第5号の23-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,993㎡、

議案第5号の24-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,579㎡、  
議案第5号の25番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、1,327㎡、  
議案第5号の26番、森山地区、森山町上井牟田の農地5筆、4,720㎡、  
議案第5号の27-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、1,726㎡、  
議案第5号の28-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、3,601㎡、  
議案第5号の29番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、1,356㎡、  
議案第5号の30-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、1,431㎡、  
議案第5号の31-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、168㎡、  
議案第5号の32-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,314㎡、  
議案第5号の33番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、538㎡、  
議案第5号の34番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、992㎡、  
議案第5号の35番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、968㎡を、議案  
第6号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権  
利の設定を受ける者は、水稻、麦、蕎麦の生産を主体に経営されており、今回、権  
利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の36番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、1,243㎡、  
議案第5号の37-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、590㎡、  
議案第5号の38番、森山地区、森山町上井牟田の農地3筆、4,115㎡、  
議案第5号の19-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、1,564㎡、  
議案第5号の32-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地3筆、3,018㎡、  
議案第5号の39番、森山地区、森山町上井牟田の農地4筆、2,834㎡、  
議案第5号の40番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、1,442㎡、  
議案第5号の24-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地5筆、6,612㎡、  
議案第5号の22-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地3筆、2,822㎡、  
議案第5号の41-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地3筆、3,467㎡、  
議案第5号の42-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、318㎡、  
議案第5号の43-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、195㎡、  
議案第5号の20-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、201㎡、  
議案第5号の23-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、139㎡、  
議案第5号の44-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、403㎡、  
議案第5号の45番、森山地区、森山町上井牟田の農地4筆、3,158㎡、  
議案第5号の46番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,044㎡、  
議案第5号の31-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,723㎡、  
議案第5号の30-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、707㎡を、  
議案第6号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画で  
す。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆、蕎麦の生産を主体に経営されてお  
り、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の32-3番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、5,058㎡、  
議案第5号の37-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,438㎡、

議案第5号の15-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,973㎡、  
議案第5号の22-3番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、4,531㎡、  
議案第5号の44-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,131㎡  
を、議案第6号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画  
です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆、蕎麦の生産を主体に経営されて  
おり、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の47番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、817㎡、  
議案第5号の28-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地3筆、5,563㎡、  
議案第5号の42-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,356㎡、  
議案第5号の48番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、2,228㎡、  
議案第5号の43-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,395㎡  
を、議案第6号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画  
です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆、蕎麦の生産を主体に経営されて  
おり、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の18-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、3,112㎡、  
議案第5号の42-3番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、599㎡、  
議案第5号の41-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、1,382㎡、  
議案第5号の24-3番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,598㎡、  
議案第5号の49-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,332㎡  
を、議案第6号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画  
です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利  
の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の27-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、586㎡、  
議案第5号の49-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,629㎡、  
議案第5号の13-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、2,494㎡  
を、議案第6号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画  
です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利  
の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の50番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、4,790㎡を、議案  
第6号の9番に使用貸借10年で再設定する農用地利用配分計画です。権利の設定  
を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けるこ  
とにより、引き続き農業経営を行うことに繋がります。

議案第5号の51番、飯盛地区、飯盛町後田の農地7筆、7,955㎡を、議案  
第6号の10番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権  
利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利  
の設定を受けることにより、法人として営農することに繋がります。

議案第5号の52番、飯盛地区、飯盛町後田の農地5筆、7,684㎡を、議案  
第6号の11番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権  
利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利



の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の53番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、808㎡を、議案第6号の12番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、生姜、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

以上、第5号議案の9番から53番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第6号議案の1番から12番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議 長 議案第5号の9番から53番、また、議案第6号の1番から12番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第5号の9番から53番を許可し、議案第6号の1番から12番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号の9番から53番を許可し、議案第6号の1番から12番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を議題  
(議案第7号) といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」についてご説明いたします。

本案は、地籍調査課が地籍調査を実施した結果、農地等に係る登記地目の変更を予定している土地について、農業委員会の意見を求められているものです。

1番、久山町の市街化調整区域内の土地9筆について、地目の変更が予定されています。農地から農地への変更については、現状、畑となっております。農地から宅地への変更については、既に非農地証明通知済であります。農地から公衆用道路への変更については、既に公衆用道路として利用されております。農地から原野への変更については、現状、山林・原野化しております。以上、全ての地目変更については、問題はないと思われまます。以上で説明を終わります。

議 長 議案第7号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第7号の地籍調査による農地地目の変更について、「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号の地籍調査による農地地目の変更について、「異議がない」と意見することに決定いたします。

議 長 次に、議案第8号「農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)の件」  
(議案第8号) を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書（案）の件」についてご説明いたします。

令和3年度の意見書（案）を作成するにあたりまして、皆様方から8月から9月にかけてご意見を提出していただき、それを基に今月14日に開催した運営委員会でご協議をいただきました。この意見書につきましては、来月29日に市長へ提出する予定でございます。それでは、内容の説明に入らせていただきます。

1番の担い手への農地利用の集積・集約化の推進については、基盤整備が実施された地域では、担い手への集積が図られていることから、さらなる基盤整備事業の推進、特に中山間地域への支援策の構築を求めています。また、干拓地等の水田地域における排水対策事業は効果があることから、事業の継続を求めています。

次に2番の耕作放棄地の発生防止と解消に関する施策の推進については、担い手の高齢化や後継者不足により、農地を維持することが困難となっている地域があり、中山間地域では農振農用地においても荒廃している農地が見られる状況であるため、「人・農地プラン」の実質化や農業振興地域整備計画の見直しの中で、集中的に投資ができる「守るべき農地」の明確化を求めています。また、中山間地域における担い手に対して、交付金等を有効活用できるような後方支援策や市単独事業の継続を求めるとしてあります。

次に3番の新規参入等に関する施策の推進については、新規就農者や規模拡大を図る親元就農者は、初期投資の負担が大きく、当初は収入が不安定であるため、農業経営が確保できるような支援策や地域で支える取り組みの推進を求めています。

最後に4番のその他の有害鳥獣対策、農地利用状況調査への支援について記載しております。有害鳥獣対策については、メッシュ柵や電気柵によって被害防止効果が確認されていますが、補助の要件が3戸以上とされているため、個別利用などでも採択が可能となるよう、要件緩和の検討を求めるものです。また、その他の有害鳥獣に対しましても引き続き施策の継続を求めています。最後に農地利用状況調査への支援として、効率的・効果的な実施に有効であるドローンやタブレット端末等の導入やシステム構築に対して支援を国等に働きかけることを記載しております。以上簡単ではございますが議案第8号の説明を終わります。

議長 議案第8号の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、議案第8号の農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書について、ご了承をお願いいたします。

（報告） 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

小野地区から2件、本野地区から1件、多良見地区から1件、森山地区から2件、合計6件出ています。届出理由は、本野地区の1件が遺贈により農地の所有権を取得したため、それ以外は全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

諫早地区から1件、小野地区から1件、森山地区から13件、飯盛地区から1件、小長井地区から2件、合計18件の通知が出ています。解約理由としましては、諫早地区の1件が都合により営農できなくなったため、小野地区の1件、森山地区の2件、小長井地区の2件が都合により耕作できなくなったため、森山地区の11件が農地中間管理機構に貸し付けるため、飯盛地区の1件が売買するためとなっております。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、真津山地区、真崎町の畑1筆、910㎡を住宅用地にする売買の届出がっております。

2番、真津山地区、真崎町の畑1筆、3,17㎡を住宅用地にする贈与の届出がっております。

3番、多良見地区、多良見町木床の畑1筆、13㎡を道路用地にする売買の届出がっております。

報告第4号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、小野地区、小野島町の畑1筆、391㎡の内66㎡に農業用倉庫を設置する届出が出ております。

2番、飯盛地区、飯盛町後田の登記地目が山林で、現況地目が畑の1筆、6,297㎡の内185,81㎡に選花場を設置する届出が出ております。

3番、小長井地区、小長井町大瀬の小長井町大瀬の畑1筆、1,441㎡の内85㎡を農業用資材置場とする届出が出ております。

報告第5号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

諫早地区から1件、真津山地区から6件、飯盛地区から1件、高来地区から1件、合計9件の非農地通知申出書を受理いたしました。いずれも山林・原野化しており、農振白地です。

報告第6号「農地法第4条の規定による許可処分取消願審議の件」について報告します。

本野地区、下大渡野町の畑3筆、計1,187,48㎡について、農家住宅を建築し、住宅用地とするため、平成12年3月22日付で農地法第4条の許可を受けておりましたが、許可後に自身が病気となり体調を崩されたため、住居を建てられなくなったものでございます。その後、自身の世話のため、娘宅の隣に住居を建築したもので、許可どおりに住居が建築されなかったことから、今回、許可処分の取消願が提出されております。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取の件	1件。
議案第2号	農地法第3条許可	8件。
議案第3号	農地法第4条許可	1件。
議案第4号	農地法第5条許可	12件。
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	53件。
議案第6号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	12件。
議案第7号	地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件	1件。
議案第8号	農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書の件	1件。

以上、審議件数は、全部で89件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 それでは、これをもちまして、令和3年度諫早市農業委員会第7回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議長 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)